

平成31年度における保安規定の遵守状況に関する検査の基本方針

平成31年3月27日
原子力規制委員会決定

平成32年度から新たな検査制度を円滑かつ適切に開始するため、平成31年度においては、以下の基本方針によって検査を行うこととする。

(1) 新たな検査制度の試運用との一体的実施

可能な限り新たな検査制度の試運用で用いる検査ガイド等を活用した検査を実施する。また、保安検査期間を拡大¹し、事業者の保安活動や原子力施設の状況に応じて新たな検査制度の試運用と現行の保安検査を一体的に実施する。

(2) 安全確保実績を考慮した検査

新たな検査制度において検査官は、事業者の保安活動や設備・機器等の劣化状態（例えば、手順書の不備、設備・機器の故障や火災・溢水の発生）に着目し、適切な検査ガイドを用いて検査を行うことになる。

平成31年度においても、法令報告事象などの事故・トラブル、不適合事象、運転上の制限の逸脱事象などに着目して検査を実施する。

(3) 安全上の影響等を考慮した検査

新たな検査制度においては、

- ・ 検査対象として安全確保上重要な保安活動及び設備・機器等の選定
- ・ 安全上の問題の重要度評価
- ・ 当該重要度の軽重に応じた行政処置を行うこととしている。

このため、保安検査においては、安全上重要なものを検査対象として選択し、保安規定の遵守状況を確認するとともに、安全上の問題が確認された場合には、その問題が継続していた期間を考慮の上²、許認可事項との関連性や技術基準適合性など原子炉等規制法に基づく規制要求を念頭に置き、保安規定違反の有無や違反レベルを判断する。また、安全上の影響がほとんど見られない事象については、事業者が自らの改善活動の中で適切に対応すべきものであることを踏まえ、行政上の対応³は原則行わないこととする。

(4) 独立性の高い検査の実施

新たな検査制度において検査官は、事業者と十分なコミュニケーションを図りつつも、フリーアクセス⁴によって事業者から独立して自ら主体的かつ積極的に情報収集を行い、こうした情報を基に安全上の問題の有無やその重要度を

¹ 従来、各四半期に数日～2週間程度を保安検査期間とし実施していたものを10週間程度に拡大する。

² 安全上の問題が発見された時点から過去に遡り、当該問題がいつから継続していたかを考慮する。例えば、問題が発見されたのが原子力施設の停止中であつたとしても、その問題が過去の運転期間から継続していた場合（ただし、その時点では発見されていなかった）には、停止中と運転中の両時点で保安規定違反があつたかどうかを検証する。

³ 現状、保安規定違反未済の問題については、各規制事務所が必要に応じて注意、指導等を行っており、その内容はホームページにおいて公表されている。

⁴ 事業者からの制約を受けずに、検査の実施に必要な範囲において、原子力施設内の様々な場所への立入り、保安活動に係る文書その他の情報の閲覧、事業者及び協力会社の職員に対する質問等を行うこと。

判断することになる。平成30年10月から開始した試運用フェーズ1を通じてフリーアクセスの取組が進められているものの、現場スタッフへのインタビューなど改善が必要とされている。

これらを踏まえ、保安検査において検査官は、フリーアクセスの取組を更に進め、独立性の高い検査を実践する。

以上